

平成30年度第3回富田林市都市計画審議会 議事要旨

平成30年11月22日開催

議案（富田林市決定）

・議第1号 南部大阪都市計画生産緑地地区の変更について

都市計画法第8条に規定される地域地区の一つである生産緑地地区のうち、生産緑地法第10条に基づく買取り申し出があり、平成29年8月から平成30年7月までに行為制限が解除されたものについて、以下のとおり議決しました。

(変更前)		(変更後)
面積：約57.47ha	→	約55.90ha
地区数：271地区		271地区

報告（富田林市決定）

・報告1 生産緑地法改正に伴う運用について

生産緑地法改正に伴う運用（面積要件の緩和・特定生産緑地制度の創設）について、以下のとおり報告しました。

面積要件の緩和：

生産緑地地区の区域の規模に関する条件を300平方メートル以上であることとする条例の制定に向けて手続きを進め、条例制定後、2019年度に生産緑地地区の追加指定受付を実施予定。

特定生産緑地制度の創設：

2019年度より、本制度について広く周知し、所有者の意向を把握した上で、特定生産緑地の指定手続きを進める。

・報告2 富田林市都市計画マスタープランの改定について

都市計画法第18条の2に規定する「市町村の都市計画に関する基本的な方針」である都市計画マスタープランの改定にあたり実施した住民説明会の結果について、また、住民説明会後に改めて整理した「全体構想」、「地域別構想」、「計画の推進にあたり」について、報告しました。